

太陽 ASG 拝啓社長殿

経営者のための財務情報 第 437 号

この資料は全部お読みいただいて 95 秒です。

今回のテーマ： 三角合併解禁

三角合併とは

「企業合併の方法の一つで、会社の吸収合併を行う際に、存続会社の親会社の株式を交付することによって行う合併をいう。」（インターネット・フリー百科事典『ウィキペディア』より）

新会社法で合併対価の柔軟化

昨年5月施行された新会社法では、合併にあたり、消滅会社の株主へ交付するのは、存続会社の株式だけでなく、財産的価値のあるものを広く認めました。「合併対価の柔軟化」と呼んでいます。三角合併は柔軟化の一形態として親会社の株式を交付するものです。体制不十分ということで、1年先延ばしされ、この5月1日に解禁されました。

三角合併の必要性

三角合併では、消滅会社の株主は存続会社の株主になりません。存続会社が100%子会社の場合には、合併後も100%出資が維持できます。

また、国境を越えた企業同士は、法律上の合併はできません。外国法人が多数の株主の存在する日本企業を傘下に治めようとする場合、シティコーポレーションのように、TOBなどで株式買取りのための手順を踏んでいく必要があります。三角合併であれば、自らの100%子会社を準備すれば、合併特別決議により買収と同じ効果が得られます。

三角合併の課税問題

単なる株式交換は、税法上は売買となり、譲渡税がかかります。合併で新株の交付を受ける場合は、株式が継続しているとして、課税は生じません。三角合併の場合、合併で存続する会社が、つぎのケースに該当すれば、株主に課税は生じないとされます。

- ・既存事業があり、それを継続させる会社
- ・新設会社で、事業を準備している会社(SPCなど単なるペーパーカンパニーを除く)

お見逃しなく！

HOYAとペンタックスの例

HOYAがペンタックスと直接合併せず、HOYAの子会社とペンタックスとで合併決議をし、対価にHOYAの株式を交付すると、三角合併になります。いわゆる経営統合などにも、広く応用されそうです（2007.04.26日経新聞他）。

株式実務上の壁

実際に外国企業が三角合併で外国株式を日本国内株主に交付する場合

- ・外国証券管理口座を全株主に開設してもらう
- ・株主名簿にアルファベットで記載し直す

など、実務上の壁もある、と言われています（2007/04/07週刊ダイヤモンド）。

柔軟化、多様化の一環

外国企業がこの制度を利用するには、上記の制約もあり、今後、どのようなかたちで三角合併が出現するか注目されます。資本取引の選択肢の多様化として捉える方がよいかも知れません。